

# 東京三会・神奈川県・埼玉及び千葉県弁護士会 新入会員の皆様へのご案内

## 東京都弁護士国民健康保険組合

東京都弁護士国民健康保険組合（以下「弁護士国保」）は、上記六弁護士会の会員及びその法律事務所に勤務する方で、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県（取手市・土浦市及びつくば市）、静岡県（三島市、浜松市、静岡市及び駿東郡長泉町）、山梨県北杜市及び群馬県高崎市に住所を有する方を対象に国民健康保険事業を行っております。（地区の範囲は平成28年11月10日現在）

新入会員の皆様の今後の国民健康保険については、区市町村の運営する国民健康保険以外に弁護士国保に加入することも可能となります。なお、勤務された法律事務所が社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用事業所である場合や企業・官庁等に雇用された場合は、勤務形態にもよりますが、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」）や健保組合・共済組合に強制加入となることがあります。この場合は弁護士国保に加入することはできません。

また、弁護士法人に勤務された場合については、雇用形態や事務所の状況により、厚生年金に加入し協会けんぽの適用除外承認を受け弁護士国保に加入する場合（この場合、雇用の開始から14日以内の届出が必要となっておりますので特にご注意ください）や、一定の確認書等を提出し弁護士国保に加入する場合、協会けんぽに加入する場合等、種々のケースがありますので、勤務先のご担当者や弁護士国保事務局にお問い合わせください。（新規加入手続きに関しては裏面をご確認ください）

日本は、国民皆保険制度となっており、必ず国民健康保険もしくは健康保険等に加入することとなっております。手続きが遅延致しますと遡及して資格が適用され保険料を賦課されることとなりますのでご注意ください。

国保の種類	①東京都弁護士国民健康保険組合	②区市町村の国民健康保険
給付	7割	7割
保険料	月額（平成28年度） 本人 18,000円(21,800円) 家族1人につき 9,000円(12,800円)	所得及び人数等に応じて算定 区市町村毎に条例で決定 (下記 杉並区国民健康保険料率参照)
その他	住民票に基づく世帯単位で加入	住民票に基づく世帯単位で加入

何れの保険でも同一月の同一医療機関での自己負担額が一定の額を越えた場合は、高額療養費制度  
また、給付については、7割給付、但し未就学児は8割給付、70歳から74歳の方については9割給付（昭和19年4月2日以降の誕生日の方は8割給付、但し70歳以上の方の所得が一定以上の世帯の場合は7割給付）となります。なお、75歳以上の方（65歳以上で障害認定され制度該当の方を含む）は、後期高齢者医療制度の適用となり、国民健康保険、健康保険等の対象とはなりません。

### 参考：東京都杉並区国民健康保険の保険料率（平成28年度）

- 医療給付分に対する保険料（賦課限度額54万円）  
年額保険料 =  $\frac{\text{賦課標準額} \times 6.86\%}{\text{所得割}} + \frac{35,400\text{円} \times \text{人数}}{\text{均等割}}$
- 後期高齢者支援金分に対する保険料（賦課限度額19万円）  
年額保険料 =  $\frac{\text{賦課標準額} \times 2.02\%}{\text{所得割}} + \frac{10,800\text{円} \times \text{人数}}{\text{均等割}}$
- 介護納付金に対する保険料（40歳～64歳の介護保険第2号被保険者の方のみ賦課、賦課限度額16万円）  
年額保険料 =  $\frac{\text{賦課標準額} \times 1.41\%}{\text{所得割}} + \frac{14,700\text{円} \times \text{人数}}{\text{均等割}}$

☆賦課標準額とは、世帯の国民健康保険加入者の「旧ただし書所得（平成27年1月から12月の総所得金額等から住民税の基礎控除額(33万円)を差し引いた金額（なお、退職所得=含めません／雑損失の繰越控除=控除しません／分離長期・短期譲渡所得の特別の控除=控除します）」となります。詳細は区役所にご確認ください。

☆各区市町村の保険料の計算方法、料率はそれぞれ異なりますので、詳細は居住地の区市役所・町村役場、各自治体のホームページ等でご確認、お問い合わせ下さい。

## ○東京都弁護士国民健康保険組合への加入方法

東京都弁護士国民健康保険組合(以下 弁護士国保)は、平成28年12月の新規加入の届け出より、個人番号の取得を開始しております。新規加入の際、下記書類のご提出をお願い致します。郵送の場合、個人情報への漏えいを防止する観点から簡易書留など、郵便物の追跡が可能な方法で郵送いただけるようお願いいたします。

現在(従来) 加入の 保険	必要書類	
共済組合 健保組合 協会けんぽ	① 資格取得届 ② 弁護士名簿登録通知の写し ③ 資格喪失証明書 ④ <b>個人番号の記載のある</b> 発行より3ヶ月以内の世帯全員の住民票※1 (弁護士国保に加入しない方の個人番号は必要ありません。外国籍の方は、記載事項に省略のないもの) ⑤ <b>組合員本人確認書類(ご家族分は必要ありません)</b> <b>公的機関が発行している顔写真付きの身分証の写し(いずれか1点)※2</b> (運転免許証、パスポート、個人番号カード(両面)、在留カード、特別永住者証明書など) ⑥ (口座振替依頼書)※3	* 70歳以上の方が加入する場合、その世帯の70歳以上の方の全員の所得証明書書類が必要になります。
区市町村の 国民健康保険 (弁護士国保加入後、区市町村国保脱退の証明書を交付致します。 区市町村国保加入の同一世帯の方の一部だけの加入はできません。)	① 資格取得届 ② 弁護士名簿登録通知の写し ③ 区市町村の保険証 写し(弁護士国保加入者全員分) ④ <b>個人番号の記載のある</b> 発行より3ヶ月以内の世帯全員の住民票※1 (弁護士国保に加入しない方の個人番号は必要ありません。外国籍の方は、記載事項に省略のないもの) ⑤ <b>組合員本人確認書類(ご家族分は必要ありません)</b> <b>公的機関が発行している顔写真付きの身分証の写し(いずれか1点)※2</b> (運転免許証、パスポート、個人番号カード(両面)、在留カード、特別永住者証明書など) ⑥ (口座振替依頼書)※3	

※1 個人番号が記載されていない世帯全員の住民票の場合は、個人番号カード(両面)もしくは個人番号通知カードの写し(弁護士国保加入者全員分)が必要になります。

※2 組合員の顔写真付き身分証がない場合は、公的機関発行の書類の写し、いずれか1点が必要になります。(個人番号通知カード、年金手帳、印鑑登録証明書、戸籍謄本、納税証明書、保険証など)

なお、※1個人番号が記載されていない世帯全員の住民票を提出され、※2組合員の顔写真付き身分証がない場合、弁護士国保加入者全員分の個人番号通知カードの写しが必要になります。

※3 保険料のお支払いは、口座振替(手数料無料)をご利用いただけます。ご希望の方は組合事務局までご連絡下さい。口座振替依頼書を送付致します。なお、従来より神奈川県・埼玉・千葉県弁護士会の方は全員、口座振替にて納入をお願いしております。

弁護士法人に勤務される場合は手続きの方法が異なります。また、ご家族の健康保険の加入状況等により追加してご提出いただく書類等が発生する場合がありますので、組合事務局にご確認下さい。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階

東京都弁護士国民健康保険組合事務局 TEL03(3581)1096 Fax03(3581)1185

ホームページ <http://www.bengoshi-kokuho.or.jp> (各種手続きや制度のご案内、届出書類のダウンロード等が可能です)